

会計年度任用職員の給料に関する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第5号

会計年度任用職員の給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第1項及び別表の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給料に関する事項を定めるものとする。

(条例別表の規則で定める職)

第2条 条例別表の1の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）第3条各号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。

2 条例別表の2の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第4条第8号又は第9号に掲げる職員が従事する職と同種の職及びこれに準ずると任命権者が認める職とする。

3 条例別表の3の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第4条第1号から第7号までに掲げる職員が従事する職と同種の職及びこれに準ずると任命権者が認める職とする。

4 条例別表の4の項の人事委員会規則で定めるものは、給料表の適用範囲に関する規則第5条各号に掲げる職員が従事する職と同種の職とする。

5 条例別表の5の項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 特別の免許又は資格を有する者がその免許又は資格を活用して行う職

(2) 特別の知識、技能又は経験を有する者がその知識、技能又は経験を活用して行う職

(第2号会計年度任用職員の給料表)

第3条 第2号会計年度任用職員に適用される給料表は、別表第1の職種及び学歴免許等の欄に掲げる職の区分等に応じ同表の基礎とする給料表の欄に掲げる給料表のうち基礎号給の欄に掲げる号給から上限号給の欄に掲げる号給までの号給及び給料月額とする。

(新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の号給は、別表第1の職種及び学歴免許等の欄に掲げる職の区分等に応じ同表の基礎号給の欄に掲げる号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに任用される職に係る職務と種類が類似する職務（以下「類似職務」という。）に会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）として在職した年数（次条第1項の規定によりその年数に換算された年数を含む。以下「経験年数」という。）を有する第2号会計年度任用職員の号給については、同条第2項に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。ただし、別表第1の職種及び学歴免許等の欄に掲げる職の区分等に応じ同表の上限号給の欄に掲げる号給を超えることはできない。

（経験年数を有する者の号給）

第5条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の経歴のうち、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数以外の年数については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。）別表第16の経験年数換算表（別表第1の5の項又は6の項が適用される者にあつては、別表第2）に定めるところにより、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数として換算することができる。

2 新たに第2号会計年度任用職員となった者のうち次の各号に掲げる者であつて当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。

（1）別表第1の1の項が適用される者 初任給規則別表第11の医療職給料表(一)級別資格基準表の備考に定める経験年数

（2）別表第1の2の項又は3の項が適用される者 初任給規則別表第12の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に定める経験年数（同備考に経験年数の算定についての定めが無い職種については、当該職種に係る免許を取得した時以後の経験年数）

（3）別表第1の4の項が適用される者 初任給規則別表第13の医療職給料表(三)級別資格基準表の備考に定める経験年数

（4）別表第1の5の項又は6の項が適用される者のうち免許又は資格を活用して行う職務に従事するもの その者の職務に有用な免許その他の資格を取得した時以後の経験年数

（5）別表第1の5の項又は6の項が適用される者（前号に掲げる者を除く。） その有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の経験年数

（号給に関する規定の適用除外）

第6条 単純な作業に従事する職種として任命権者が別に定めるものに採用された第2号会計年度任用職員であってその任期が1月に満たないものについては、第4条第2項及び前条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2号会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、類似職務に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第2項に規定する臨時的任用により採用された職員として在職した年数を有する場合には、当該年数は、第4条第2項に規定する経験年数とみなす。

別表第1（第4条関係）

職種		基礎とする給料表	学歴免許等	基礎号給	上限号給
1 第2条第1項の職	医師及び歯科医師	職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）別表第4医療職給料表ア医療職給料表（一）	博士課程修了	1級25号給	1級33号給
			修士課程修了	1級13号給	1級33号給
			大学6卒	1級5号給	1級33号給
2 第2条第2項の職	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、その他その職責がこれらに準ずると任命権者が認める職	給与条例別表第4医療職給料表イ医療職給料表（二）	大学卒	1級19号給	1級27号給
			短大3卒	1級15号給	1級27号給
			短大2卒	1級11号給	1級27号給
3 第2条第3項の職	1 薬剤師及び獣医師	給与条例別表第4医療職給料表イ医療職給料表（二）	博士課程修了	2級19号給	2級19号給
			修士課程修了	2級9号給	2級19号給
			大学6卒		
	大学卒		2級1号給	2級19号給	
	2 管理栄養士その他その職責がこれに準ずると任命権者が認める職		大学卒	2級1号給	2級5号給
4 第2条第4項の職	1 保健師及び助産師	給与条例別表第4医療職給料表	大学卒	2級9号給	2級13号給

		料表ウ医療職給料表(三)	短大3卒	2級5号給	2級13号給
	2 看護師		大学卒	2級9号給	2級13号給
			短大3卒	2級5号給	2級13号給
			短大2卒	2級1号給	2級13号給
5 第2条第5項の職	1 高度の知識、技能若しくは経験を 活用して行う職又は消費生活センタ ーの組織及び運営等に関する条例（ 平成28年香川県条例第8号）第4条 に規定する消費生活相談員	給与条例別表第1行政職給 料表		2級1号給	2級12号給
	2 第2条第5項各号に掲げる職（1 に掲げる職を除く。）			2級1号給	2級5号給
6 条例別表の6の項の職	1 一般事務、試験研究補助、社会福 祉施設における入所者等の支援その 他その職責がこれらに準ずると任命 権者が認める職	給与条例別表第1行政職給 料表		1級17号給	1級29号給
	2 庁舎の管理、農場等の管理その他 その職責がこれらに準ずると任命権 者が認める職			1級9号給	1級19号給
	3 事務補助（軽微な事務に係るもの を除く。）			1級1号給	1級5号給
	4 労働基準法（昭和22年法律第49号） 第41条第3号の規定による許可を受 けて監視又は断続的労働に従事する 職、事務補助（軽微な事務に係るも			1級1号給	1級1号給

	のに限る。)、2に掲げる職の補助 その他その職責がこれらに準ずると 任命権者が認める職			
--	---	--	--	--

備考 学歴免許等の欄の区分の適用については、初任給規則別表第15の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

別表第2 (第5条関係)

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下 (部内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、10割以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	8割以下
	その他の期間	2割5分以下 (部内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、5割以下)
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		2割5分以下
その他の期間		2割5分以下 (部内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、5割以下)